

路線選定の考え方

前回委員会資料に記載した候補路線については、「事業中」又は「事業未着手」という状態を含むものであったことから、事務局において、その取扱いについて以下の要領で整理を行った。

1. 事業中の箇所・区間があるもの

○事業中とは、以下の状態である。

・街路事業の場合： 事業認可を取得しているもの

（※街路事業： 都市計画法に基づき計画決定された道路を、同法による事業認可を受けて整備を行う事業）

・道路事業の場合： 用地取得等の事業に着手しているもの

（※道路事業： 道路法に基づき整備を行う事業。道路事業であっても、都市計画決定された道路を整備する場合があるが、この場合は、都市計画法の事業認可によらず事業を行う）

○進捗の状況により、

・用地取得中

・道路整備中

・事業完了まで時間を要するもの

などの様々な段階があるが、街路事業の場合、既に事業認可が下りている状態であれば候補路線に含み、採用することとした。

○ただし、候補路線において、上記のものの割合が一定以上である場合は、その部分を除外した形で候補区間としたものもある。この場合は、状況により個別に判断した。

2. 事業未着手の箇所・区間があるもの

○事業未着手とは、事業認可取得等が未定である状態である。

○そのため、事業未着手の箇所・区間は候補路線の対象外とした。